



LONG AN IP & Business NEWSLETTER

2015 年 NO10 総 76 期

目 次

IP ニュース

- 北京知的財産権法院の法廷に、技術調査官が初めて登場した
- 中国の有効登録商標が 1000 万件を突破
- 知的財産権税関保護届出費等の 37 項目、料金徴収を取消または一時停止
- 国家知識産権局が 2015 年 1-9 月の中国特許出願件数を発表した

ビジネスニュース

- 今年 1~9 月、中国国産携帯販売量 1 位華為・2 位小米・3 位聯想

新法速達

- 税関特殊監督管理区域・保税監督管理場所の区域通関一体化改革の実施に関する公告
- 自動車修理技術情報公開実施管理弁法
- 省エネ・低炭素製品認証管理弁法

IPニュース

北京知的財産権法院の法廷に、技術調査官が初めて登場した

先日、北京知的財産権法院の審理法廷に、技術調査官が初めて登場した。当日、北京知的財産権法院は、技術調査室の設立大会を開催し、且つ最初に任命された技術調査官 37 名と技術専門家 27 名の名簿を発表した。技術調査官は司法補助員に該当し、知的財産権法院に設けられた技術調査室がその管理を担当する。

関係者によると、最初に任命された技術調査官及び技術専門家は、主に国家機関、各業界の協会、大学、科学研究機関、企業・事業単位のベテラン技術者からなり、光電、通信、医療、バイオ、材料、機械、コンピュータなどの技術分野をカバーする。

北京知的財産権法院の技術調査官は、在籍、雇用、交流、兼職の四種類に分けられている。また、北京知的財産権法院は、実際の審判状況と関連付けて、「北京知的財産権法院技術調査官管理弁法(試行)」及び「北京知的財産権法院技術調査官作業規則(試行)」を作成し、技術調査官の選任、管理、評価、脱退及び訴訟活動の参加に関する内容などについて詳しく規定した。

全文: <http://www.nipso.cn/onevs.asp?id=28620>

中国の有効登録商標が 1000 万件を突破

国家工商行政管理総局の最新データによると、2015 年 10 月 7 日までに、中国の有効登録商標は 1004 万件に達し、初めて千万件を突破した。

今年 1-9 月、中国の商標登録出願件数は 211.5 万件に達し、去年同期比 36.62%増で、審査した商標登録出願は 143.4 万件に達し、異議申立ては 3.3 万件に達した。2015 年 9 月までに、中国の商標登録出願件数は累計で 1764.17 万件に達し、商標登録件数は 1176.29 万件に達し、13 年連続で世界一を占める。

全文: <http://www.nipso.cn/onevs.asp?id=28557>

知的財産権税関保護届出費等の 37 項目、料金徴収を取消または一時停止

財政部、国家発展改革委員会はこのほど、2015 年 11 月 1 日から、全国において行政事業性料金徴収の 37 項目を取消または一時停止することを明らかにした。その中には、新聞出版広電部門のソフトウェア著作権登録に関する延期処理申請手数料の徴収を取消し、税関部門の知的財産権税関保護届出費の徴収を一時停止することが含まれる。

知的財産権税関保護届出費については、2004 年税関総署が公布した「中華人民共和國総署公告 2004 年第 15 号」に基づき、知的財産権の権利者は、税関総署に知的財産権税関保護届出を申請する場合、申請者が届出申請ごとに 800 人民元の届出費を納付しなければならなかった。

全文: <http://www.nipso.cn/onevs.asp?id=28416>

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部 188 室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel: 0086-10-88096573 Fax: 0086-10-88096923

Email: patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

国家知識産権局が 2015 年 1-9 月の中国特許出願件数を発表した

国家知的財産権局はこのほど、2015 年 1-9 月の中国特許出願件数を発表した。2015 年 1-9 月、国家知的財産権局が受理した特許出願件数が 187.6 万件に達し、去年同期比 22.0%増となった。その内訳は、発明出願件数が 70.9 万件、実用新案出願件数が 77.9 万件、意匠出願件数が 38.8 万件で、それぞれ去年同期比 21.7%増、33.6%増、4.4%増となり、また、それぞれは総件数の 37.8%、41.5%、20.7%を占めている。

また、国家知的財産権局が授権した特許出願件数は 117.6 万件に達し、去年同期比 25.8%増となった。その内訳は、発明、実用新案、意匠それぞれの授権件数が、24.8 万件、59.9 万件、32.9 万件で、それぞれ去年同期比 46.0%増、18.9%増、26.1%増となった。

全文: <http://www.nipso.cn/onevs.asp?id=28455>

ビジネスニュース

今年 1~9 月、中国国産携帯販売量 1 位華為・2 位小米・3 位聯想

10 月 15 日、統計調査機構 TrendForce は、中国スマートフォンブランド販売量ランキングを発表した。今年 1~9 月の国産携帯販売量のトップは華為、2 位には小米が聯想を上回りランクインした。



該統計によると、華為の第 3 四半期の携帯出荷量は予想を上回り、目標だった 1 億台を突破するだけでなく、最終的に 1 億 1 千万台に迫る見込みだ。また、華為の今年の携帯出荷量は去年同期比 40%増とみられる。小米は「紅米 Note2」や「小米 4c」、年内発売予定の期待の新製品により、今年の出荷量は去年同期比 14.6%増加する見込みだ。また、3 位には、かつて中国携帯軍団のトップを走っていた聯想が入り、販売量は小米とほぼ同水準だった。

また、4 位には TCL、5 位には OPPO がランクインした。

全文: <http://tech.china.com/news/11146418/20151016/20569780.html>

新法速達

税関特殊監督管理区域・保税監督管理場所の区域通関一体化改革の実施に関する公告

税関総署が10月8日に『税関特殊監督管理区域・保税監督管理場所の区域通関一体化改革の実施に関する公告』(税関総署公告2015年第47号)を公布した。

当該公告の主要内容については下記の通りである。

1. 公告日より、税関区域通関一体化方式は、特殊区域と保税監督管理場所における企業が各通関地で出入国する貨物に適用する。企業は实际需要に基づき、通関地通関、保税、区域通関一体化等の如何なる通関方式を自主的に選択することができる。

2. 特殊区域と保税物流センター(B型)企業は、区域通関一体化方式を採用する入国貨物に対して、主管税関に申告手続きし、企業は物流の实际需要に基づき、特殊区域又は入国通関地で検査を実施することを自主的に選択することができる。但し、税関検査で特別要求がある場合を除く。

3. 特殊区域と保税物流センター(B型)企業は、自己運輸方式を自らに採用して入国貨物を特殊区域又は保税物流センター(B型)まで運輸することができる。特殊区域に中継運輸して分流する必要がある場合、入国貨物及びその運輸工具が税関の途中監督管理の要求に符合しなければならない。

また、特殊区域通関一体化の届出リストの審査、検査、中継運輸・分流、届出リスト改正・撤回、応急保障等の操作は、現行の区域通関一体化の規定により手続きを行わなければならないことも明確にした。

全文: <http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info774797.htm>

自動車修理技術情報公開実施管理弁法

交通運輸部、環境保護部、商務部、国家工商行政管理総局等の8部署が9月29日、14日に公布の『自動車修理技術情報公開実施管理弁法』を正式発表した。

当該弁法の主要内容については下記の通りである。

1. 自動車修理技術公開とは、市場の公平競争を確保し、自動車の修理品質を引き上げ、消費者の自動車を安全、合理に使用する合法權益を保障するため、自動車生産者が義務を履行し、一定の情報ルートの設定を通じて、修理経営者、消費者及び関連経営者(修理診断工具及び設備製造者、部品製造者、出版社、保険企業、研修機構等を含む)にその販売する自動車の修理技術情報を提供する活動を指す。

2. 自動車生産者は、使用可能な形式、便利な情報ルート、合理的な情報価格を通じて、無区別、無差別、無遅延で全部の修理経営者及び消費者にその販売する自動車のモデルの修理技術情報を公開しなければならない。技術障壁を設置して競争を排除、制限し、自動車修理市場を閉鎖又は独占してはならない。自動車生産者は社会での関連情報のユーザーにモデルの修理技術情報を同時に公開しなければならない。

3. 自動車生産者は、自動車修理経営者、消費者に対して有償サービスを実行し、異なる訪問権限の情報ユーザーに対して相応の料金徴収基準を設定することができるが、ユー

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部 188 室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel: 0086-10-88096573 Fax: 0086-10-88096923

Email: patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

ザー検索、モデル情報の使用数量により料金を別途徴収してはならない。自動車生産者が法に従って修理技術情報について自主定価を行うことができ、価格は公平、合理でなければならない。自動車生産者は、そのインターネット公開システムの中で相応のサービスモジュール(セクター)を設立し、消費者に各モデルの車輛修理技術情報を無料で公開しなければならない。

また、各モデルの修理技術情報は当該モデルの販売開始日より10年以内に公開状態を保持しなければならないが、10年を超える場合、自動車生産者が関連モデルの情報を保存することができるが、関連モデルの情報の取得方式を公布しなければならないことも明確にした。

全文: http://www.cnautonews.com/zcfg/zcfg_qt/201510/t20151008_426089.htm

省エネ・低炭素製品認証管理弁法

国家品質監督検査検疫総局と国家発展・改革委員会が10日、9月17日に公布の『省エネ・低炭素製品認証管理弁法』を正式発表した。

当該弁法の主要内容については下記の通りである。

1. 省エネ・低炭素製品認証とは、省エネ製品認証と低炭素製品認証を含む。省エネ製品認証とは、認証機構はエネルギー使用製品がエネルギー使用効率において相応の国家基準、産業基準又は認証技術規範要求に符合する合格評定活動を指す。低炭素製品認証とは、認証機構は製品の温室効果ガスの排出量が相応の低炭素製品の評価基準又は技術規範要求に符合する合格評定活動を指す。

2. 製品の生産者又は販売者(以下「認証委託者」という)は、認証機構に委託して省エネ、低炭素製品の認証を行い、認証規則の規定に基づいて関連資料を提出することができる。認証機構は、審査を経て認証条件に符合する場合、受理を与えなければならない。認証機構が認証委託を受理した後、省エネ、低炭素製品の認証規則の規定に基づき、製品検査検測、工場検査又は現場審査を手配しなければならない。

3. 認証機構は、認証委託者より提供されるサンプルの真実性に対して審査を行い、製品特徴と実際状況に基づき、認証委託者のサンプル送付、現場のサンプル抜取又は現場密封後の委託者送付等の方式を採用し、規定に符合する検査検測機構に委託してサンプルに対して製品型式試験を行わなければならない。検査検測機構がサンプルに対して検査検測を行う場合、検査検測結果の真実、正確を確保し、検査検測過程について完全な記録を徹底し、記録して保存しなければならない。

全文:

http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk_13386/jlgg_12538/zjl/2015/201510/t20151010_451080.htm